

2(3) 打合せ・公判前整理手続

捜査・公判における手続の非対面・遠隔化
(2(3) 打合せ・公判前整理手続)

考えられる方策

- ① 検察官・弁護士・被告人は、打合せ期日又は公判前整理手続期日等への出頭について、裁判所の許可を得て、ビデオリンク方式によりすることができるものとする。
 - ② 裁判所は、検察官・弁護士・被告人がビデオリンク方式により打合せ期日や公判前整理手続期日等に「出頭」することを許す場合には、その所在場所を指定することができるものとする。
- * 「ビデオリンク方式」とは、対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を指す。

【検討課題】

1 対象者

- 裁判官・裁判所書記官
 - ・ 裁判官・裁判所書記官については、従前どおり、打合せ期日や公判前整理手続期日等が行われる場所に物理的に所在するということがよいか。

2 ビデオリンク方式による「出頭」を認めるための要件（①・②関係）

- 実施要件の在り方
 - ・ 類型的な実施要件を設けるか。
 - ・ 訴訟関係人の同意があること（異議がないこと）を要件とするか。
- 所在場所に関する規律の要否
 - ・ 所在場所に関する要件を設けるか。
 - ・ 裁判所が所在場所を指定することができるものとするか。

3 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第三百十六條の二 ①・②（略）

③ 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟關係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟關係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百十六條の六 裁判長は、訴訟關係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

②・③（略）

第三百十六條の七 公判前整理手続期日に檢察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。

第三百十六條の八 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

② 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第三百十六條の九 被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができる。

② 裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対し、公判前整理手続期日に出頭することを求めることができる。

③（略）

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第七十八條の十五 裁判所は、適當と認めるときは、第一回の公判期日前に、檢察官及び弁護人を出頭させた上、公判期日の指定その他訴訟の進行に関し必要な事項について打合せを行なうことができる。ただし、事件につき予断を生じさせるおそれのある事項にわたることはできない。

2（略）